

綾瀬市届出保育施設利用者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の健康や安全・衛生面での適切な保育水準を確保するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定に基づき届出を義務付けられた私設保育施設（以下「施設」という。）に対し、入所児童の健康診断受診、調理担当職員等の保菌検査、施設賠償責任保険に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象とする事業は、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）であって、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 入所児童の健康診断

ア 月極の入所児童分に係るものであること。

イ 検査項目は、学校保健法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準ずる項目であること。

(2) 調理担当職員等の保菌検査（検体の郵送料を含む。）

ア 調理、調乳担当者に対するものであること。

イ 検査項目は、赤痢菌を含んだ項目であること。ただし、6月から9月までの4箇月間については、腸管出血性大腸菌O157（以下「O-157」という。）を含んだ検査であること。

ウ 原則として毎月実施されていること。

(3) 施設賠償責任保険

ア 月極の入所児童数を算定根拠としたものであること。

イ 保険の内容は、施設の欠陥や管理の不備及び保育中の監督不注意等によって生じた事故に基づき、施設が児童に対して法律上の賠償責任を負った場合に、施設の負担する損害賠償金を対象としたものであること。

2 神奈川県立の保健所の減免措置を受け利用した場合及びぎょう虫検査については、補助の対象としないものとする。

3 第1項第1号及び第3号の補助事業は、入所している児童の住所にかかわりなく、補助するものとする。

4 年度途中に開所した施設は、開所日以降を補助の対象とするものとする。

（補助額の算出方法等）

第3条 前条第1項各号に規定する補助事業の補助金の額は、市長が別に定める届出保育施設利用者支援事業費補助金交付基準（以下「交付基準」という。）により算出した基準額と設置者が支出した額（補助事業に要した経費に対し寄附金その他の収入がある場合は、その額を控除した額とする。）とを比較していずれか少ない方の額の3分の2の額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（申請方法及び提出期日）

第4条 補助金の交付申請は、届出保育施設利用者支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）により規則第4条第2項に規定する書類のほか関係書類を添付し、当該補助事業の完了の末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りではない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付条件）

第5条 補助金の交付を決定する場合には、規則第6条に掲げる条件を付するものとする。

（決定の通知）

第6条 規則第7条の規定による通知は、届出保育施設利用者支援事業費補助金（変更）交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 規則第8条第1項に定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第8条 規則第6条第1号及び第2号の承認を受けようとする場合は、届出保育施設利用者支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

（施設に対する指導）

第9条 市長は、必要に応じ施設の確認調査を実施し、児童処遇向上及び安全確保について必要な指導又は助言を行うものとする。

（補助の取消）

第10条 市長は、前条の指導又は助言に対し、改善の認められない施設について、県と協議し補助を取り消すことができる。

（事業実施状況報告）

第11条 規則第10条の規定による状況報告は、届出保育施設利用者支援事業費補助金実施状況報告書（第4号様式）により、四半期ごとに四半期終了月の翌月の10日まで行わなければならない。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助事業終了後交付するものとする。

（実績報告）

第13条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、届出保育施設利用者支援事業費補助金事業実績報告書（第5号様式）により、市の会計年度終了後の4月末日までに行うものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一社及び一社所等であって、自ら消費税及び

地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成14年11月25日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 申請書の提出期日は、平成14年度に限り、平成14年12月27日までとする。

（特例措置）

3 施設賠償責任保険料は、平成14年度に限り、平成14年4月1日以降加入分を補助対象とする。

4 この要綱は、平成18年4月31日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

届出保育施設利用者支援事業費補助金交付申請書

年　月　日

綾瀬市長

申請者　所　在　地

名　　称

代表者氏名

印

年度届出保育施設利用者支援事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の着手及び完了の予定期日

年　月　日から　　年　月　日まで

2 交付申請額　　円

3 添付書類

- (1) 届出保育施設利用者支援事業費補助金所要額内訳書・実績内訳書（別紙1）
- (2) 届出保育施設利用者支援事業費補助金算出内訳書（別紙2）
- (3) 届出保育施設利用者支援事業費補助金所要額明細書・実績明細書（別紙3）
- (4) その他参考となる書類

第2号様式（第6条関係）

届出保育施設利用者支援事業費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請がありました 年度綾瀬市届出保育施設
利用者支援事業費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額	円
既交付決定額	円（ 年 月 日決定）
今回変更（増減）額	円

2 補助条件

第3号様式（第8条関係）

届出保育施設利用者支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾瀬市長

申請者所在地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度届出保育施設利用者
支援事業費補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受
けたく関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

- (1) 届出保育施設利用者支援事業費補助金所要額内訳書・実績内訳書（別紙1）
- (2) 届出保育施設利用者支援事業費補助金算出内訳書（別紙2）
- (3) 届出保育施設利用者支援事業費補助金所要額明細書・実績明細書（別紙3）
- (4) その他参考となる書類

第4号様式(第11条関係)

届出保育施設利用者支援事業費補助金実施状況報告書

年 月 日

綾瀬市長

申請者所在地

名 称

代表者氏名

印

年度届出保育施設利用者支援事業費補助金に係る事業の第 四半期実施状況を次のとおり報告します。

区分	健康診断受診料		保菌検査料 (0-157含む)		保菌検査料 (0-157含まない)		検体郵送料	施設賠償責任保険料	合 計
	児童数	所要額 × 単価	職員数	所要額 × 単価	職員数	所要額 × 単価			
月	人	円	人	円	人	円	円	円	円
月									
月									
計									

注：表中の「単価」は、交付基準で定める補助基準額としてください。

添付書類

届出保育施設利用者支援事業費補助金所要額明細書・実績明細書(別紙3)

第5号様式(第13条関係)

届出保育施設利用者支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日

綾瀬市長

申請者所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度届出保育施設利用
者支援事業費補助金に係る事業の実績を次のとおり報告します。

区分	補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
入所児童の健康診断受診料	円	円	円
調理担当職員等の保菌検査料	円	円	円
施設賠償責任保険料	円	円	円
合計	円	円	円

注:「補助金所要額」欄は、別紙1の「G」欄と一致します。

添付書類

- 1 届出保育施設利用者支援事業費補助金所要額内訳書・実績内訳書(別紙1)
- 2 届出保育施設利用者支援事業費補助金算出内訳書(別紙2)
- 3 届出保育施設利用者支援事業費補助金所要額明細書・実績明細書(別紙3)
- 4 その他参考となる書類

別紙1

届出保育施設利用者支援事業費補助金所要額内訳書・実績内訳書

施設名

(単位 円)

対象経費	対象経費の支出(予定)額 A	寄附金その他の収入(予定)額 B	差引額 C	補助基準額 D	設置者負担(予定)額 E	補助基本額 F	補助金所要額(F×2/3) G
入所児童の健康診断受診料							
調理担当職員等の保菌検査料							
施設賠償責任保険料							
合計							

注1 「A」欄は、別紙3の「合計」欄と一致します。

2 「D」欄は、綾瀬市届出保育施設利用者支援事業費補助金交付基準により算定された額を記載してください。

3 「F」欄は、「C」欄と「D」欄とを比較していずれか少ない方の額を記載してください。

4 「G」欄に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨ててください。

別紙2

届出保育施設利用者支援事業費補助金算出内訳書

施設名

区分	健康診断受診料		保菌検査料 (0-157含む)		保菌検査料 (0-157含まない)		検体郵送料	施設賠償責任保険料	合計
	児童数	所要額 ×単価	職員数	所要額 ×単価	職員数	所要額 ×単価			
4月	人	円	人	円	人	円	円	円	円
5月									
6月									
小計									
7月									
8月									
9月									
小計									
10月									
11月									
12月									
小計									
1月									
2月									
3月									
小計									
合計									

注：表中の「単価」は、交付基準で定める補助基準額としてください。

別紙3

届出保育施設利用者支援事業費補助金所要額明細書・実績明細書

施設名

対象経費	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入所児童の健康診断受診料	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円	人 円
調理担当職員等の保菌検査料	O-157を含む検査 人 円	人 円											
	O-157を含まない検査 人 円	人 円											
	検体郵送料 人 円	人 円											
	小計 人 円	人 円											
施設賠償責任保険料	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

注1 この明細書には、支払予定（申請時）又は実際に支払った実支出額（実績報告時）を記載してください。

2 入所児童の健康診断受診料は、年1回分が補助の対象となります。

3 調理担当職員等の保菌検査料のうち、O-157を含む検査は、6月から9月までが補助の対象となります。

4 調理担当職員等の保菌検査料のうち、O-157を含まない検査は、10月から5月までが補助の対象となります。

5 施設賠償責任保険料は、年1回の契約分が補助の対象となります。

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

綾瀬市長

補助事業者所在地

名 称

代表者氏名

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市届出保育施設利用者
支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。